

議案第25号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

給与から口座振込に係る手数料を控除する金融機関を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「杉並区の指定金融機関その他」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(給与の口座振替)	(給与の口座振替)
第2条 略	第2条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 条例第36条第6号に規定する給与の口座振替に係る手数料（以下「手数料」という。）のうち教育委員会規則で定めるものは、 _____杉並区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における1口座分の手数料とする。	4 条例第36条第6号に規定する給与の口座振替に係る手数料（以下「手数料」という。）のうち教育委員会規則で定めるものは、 杉並区の指定金融機関その他 杉並区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における1口座分の手数料とする。
5 略	5 略